

平成 30 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
業務用施設等におけるネット・ゼロ・  
エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO2 促進事業

Q&A 集

Ver. 2

（平成 30 年 4 月 25 日現在）

※本 Q&A 集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

問い合わせ先

※問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、法人名及び応募予定の事業名を記入してください。（例：【株式会社〇〇〇】テナントビル事業問い合わせ）

事業名	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"><li>・テナントビルの省 CO2 促進事業</li><li>・ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業</li><li>・既存建築物等の省 CO2 改修支援事業</li><li>・上下水道施設の省 CO2 改修支援事業</li><li>・国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業</li></ul>	一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター （以下「SERA」という。） Email : center@siz-kankyoku.or.jp TEL : 0 5 4 - 2 6 6 - 4 1 6 1
<ul style="list-style-type: none"><li>・次世代省 CO2 型データセンター 確立・普及促進事業</li></ul>	公益財団法人北海道環境財団※ 補助事業部 データセンター事業担当 （以下「財団」という。） E-mail : dc_ask@heco-hojo.jp TEL : 0 1 1 - 2 0 6 - 1 4 2 0

※「次世代省 CO2 型データセンター確立・普及促進事業」の公募・交付申請・完了実績報告の受付等に関する業務は、公益財団法人北海道環境財団に委託しています。

## 目 次

共通事項-----	1
テナントビルの省 CO2 促進事業に関する事項-----	10
ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業に関する事項-----	12
既存建築物等の省 CO2 改修支援事業に関する事項-----	14
上下水道施設の省 CO2 改修支援事業に関する事項-----	14
国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業に関する事項-----	15
次世代省 CO2 型データセンター確立・普及促進事業に関する事項-----	16

## 共通事項

Q1：一社で複数の応募はできますか。

A：可能です。

Q2：他の補助金と併用は可能ですか。

A：国からの他の補助金等と重複する補助対象経費は認められません。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金を超えた額を返還が必要となるので、ご注意ください。

Q3：補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。

A：交付決定日から補助事業完了日までとなります。なお、補助事業完了日は各事業で異なりますので、公募要領等をご確認ください。

Q4：15%以上の削減効果が見込まれることが応募要件の事業に関して、削減効果が見込まれればエスカレーターやエレベーターの更新について、補助対象となりますか。

A：エスカレーター及びエレベーターは対象になりません。

Q5：付帯設備の範囲はどこまででしょうか。

A：エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減を達成するために必要な設備に係る範囲で、例えば、空調設備の配管については、適切な稼動に必要と判断されるものが対象となります。

Q6：既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。

A：対象になりません。設備更新の場合、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

Q7：設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。

A：対象になりません。

Q8：補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。

A：対象になりません。

Q9：補助事業完了年とその後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入及び設置費用は、補助対象経費になりますか。

A：データセンター事業と上下水道事業では対象になりません。ただし、計測器が直接CO2削減に資する設備に一体不分離である場合は、補助対象経費として認められます。その他の事業では対象になります。詳細は公募要領等をご確認ください。

なお、新設した設備の個別の消費したエネルギーを測定する機器等が無い場合は、施設全体のエネルギー消費量を踏まえたうえで、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して、説明で可能な算出数値でも問題ありません。

Q10：補助金の上限値、下限値はありますか。

A：各事業で異なっておりますので、公募要領等をご確認ください。

Q11：申請額に消費税を含めて良いですか。

A：消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者（代表事業者）については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

Q12：採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。

A：できません。採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできませんので、可能な限り正確な値で応募申請を行うようお願いいたします。

Q13：概算払を受けることができますか。

A：概算払は行いません。

Q14：申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

A：審査の公平性を確保するため、原則、申請書の記載方法などが不明な場合等を除き、申請内容に関する個別相談は受け付けておりません。

Q15：提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いでしょうか。

A：問題ありません。

Q16：弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

A：グループ全体ではなく、申請者（個社）の貸借対照表・損益計算書経理状況を提出してください。

Q17：代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。

A：代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表及び損益計算書が必要です。

Q18：応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いでしょうか。

A：応募申請の段階では、設備機器、工事等の経費内訳は、概算の設計書（見積書）を元に作成いただいても構いません。ただし、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分された積算内訳書を添付してください。

また、積算に必要な見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。なお、採択後の交付申請では詳細な見積もりが必須となります。見積の確認等に時間を要する場合、通常より交付決定が遅くなる可能性がありますのでご注意ください。

Q19：見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「〇〇付属品 1式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いのでしょうか。

A：補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。概算であっても1式では計上せずに、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を提出してください。

Q20：応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。

A：応募時は、1者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、公募要領等に定める場合を除き、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要があるため、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。例外的に1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め「理由書」を提出し承認を受けてください。

Q21：応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。

A：採択通知前の場合には取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」（様式第6）を提出してSERAの承認を受ける必要があります。

Q22：工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。

A：経費内訳書の細分は、指定の項目（公募要領：別表第1）としてください。  
例えば、自社の発注設計書が機械設備費、配管工事費、電気工事費、仮設養生費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等で積算している場合には、補助対象となる経費を積算内訳書で指定の細分に整理して計上してください。

Q23：業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。

A：ともに問題ありません。

Q24：工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。

A：公募要領等に定める場合を除き、原則、交付決定日以降に行ってください。

Q25：交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A：補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、公募要領等に定める場合を除き、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

Q26：工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。

A：競争入札又は3者以上による見積合せを行ってください。なお、1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め「理由書」を提出し承認を受ける必要があります。

Q27：補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。

A：別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。

ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書・契約書、請求書等の中で明確に分かるようにしてください。

Q28：見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。

A：競争原理の主旨を逸脱しない限り、問題ありません。

Q29：事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いでしょうか。

A：速やかに SERA に連絡してください。

Q30：共同申請の際、応募申請書（様式第1）の申請者は誰にすれば良いでしょうか。

A：代表事業者としてください。なお、代表事業者とは、交付規程第3条3で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

Q31：応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第1の別紙1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

A：交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかにSERAに相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請（交付規程第8条の三）による手続を行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請（交付規程第6条）の手続が必要になります。

Q32：当社では昨年、ポテンシャル診断を受けています。ポテンシャル診断の結果を応募申請時のCO<sub>2</sub>の削減効果の根拠とすることは可能ですか。

A：ポテンシャル診断の結果は、3年以内の診断であること、診断時と大きな変化がないことを前提に、CO<sub>2</sub>の削減効果の根拠とすることができます。ポテンシャル診断結果報告書を添付資料として提出してください。

Q33：補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

A：「軽微な変更」とは、補助対象経費費目の各配分額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。なお、変更する必要がある場合、不明な点がある場合は、SERAに相談してください。

- (1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合



Q34：事業完了とは、設備等の引渡しが済んだことをいうのでしょうか。

A：下記の通りになります。

データセンター事業	事業完了とは、補助事業者による補助対象となる工事等の検収確認が終了し、支払が完了した状態です。例外として、支払が行われていなくても、請求行為が1月31日までに行われている場合には完了と認められます。この場合、補助事業者は、2月10日までに事業に係る領収書及び支払を証する書類を財団に提出してください。
その他事業	検収を実施した時点で事業完了とし、完了実績報告書を提出してください。領収書等の支払いを証する書類は、精算払請求書の提出までにSERAに提出してください。

Q35：補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A：補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付規程様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

Q36：補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。

A：取得財産等のうち処分を制限する財産は、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産です。これらを処分の制限期間内に処分する時は、SERAに申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるその財産の法定耐用年数となります。

Q37：補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして環境大臣の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。

A：故障等による部品交換の場合には、修理した設備の使用を継続するため、財産処分手続は不要となります。ただし、修理により設備の過半を超える部分の交換、又は全部交換となる場合には、財産の処分の手続を経て、環境大臣の承認を得たうえで処分が可能となります。また、全部交換となった場合、補助金返還を求める場合があります。ただし、その適否については全部交換となった要因により異なりうるため、詳細は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照いただくとともに、事案発生時には SERA まで直ちに相談いただきますようお願いいたします。

Q38：省 CO2（省エネ）計算について気をつけることはありますか。

A：以下の点にご注意いただきますようお願いいたします。（ZEB 及びデータセンターを除く）

- ・改修前後で、CO2 排出係数（0.579kgCO<sub>2</sub>/kWh）を変えないこと（設備と燃料転換以外に起因する CO2 削減要因は考慮しないこと）
- ・機器効率の算定方法を改修前後で変えないこと（改修前は COP で、改修後は AFP 等）
- ・設備の改修前後で空調（給湯）負荷を変えないこと
- ・改修前設備の経年劣化を考慮しないこと
- ・計算過程を第三者が追うことができること

Q39：トップランナー基準はどこに掲載されていますか

A：下記をご参照ください。

- ・トップランナー基準

経済産業省資源エネルギー庁 HP 「省エネ法の概要について」

トップランナー関係告示等

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/)

Q40：トップランナー基準以上が補助対象になるとのことですが、寒冷地について別の基準はありますか。また、業務エアコンで、APF2006 と APF2015 はどちらの値で比較

すればいいですか。

A：寒冷地仕様については、性能区分ごとの基準エネルギー消費効率に係数（店舗用：0.8  
ビル用：0.7）を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とします。

APF2006 の製品カタログ記載値が基準値を満たしていれば申請することができます。  
ただし、製品カタログに APF2015 しか記載がない場合は、APF2015 が基準値を満た  
していれば補助対象になります。

## テナントビルの省 CO2 促進事業に関する事項

Q1：投資法人等が関わる建物の場合、どのように申請したらよいでしょうか。

A：原則として、建物所有者（登記名義人）を代表申請者、投資法人等を共同申請者として申請してください。なお、テナントビルの権利関係には様々なケースが考えられますので、事前に SERA にご相談願います。

Q2：建築確認申請書が提出できない場合は、どうしたらよいでしょうか。

A：建築確認申請書（又は建築確認済書）は建物の用途及び床面積の確認のためのものですので、何らかの事情により提出できない場合は、建物の用途及び床面積が確認できる他の書類を提出していただくことになります。

なお、様々なケースが考えられますので、事前に SERA にご相談願います。

Q3：補助金の交付要件として、グリーンリース期間の定めはありますか。

A：グリーンリース期間は、環境省へ事業報告をしていただく期間（設備導入年度及びその後の3年度）以上としてください。平成30年度の事業では、少なくとも平成34年3月31日までのグリーンリース期間を設定してください。

Q4：補助金の交付要件で、グリーンリース料（毎月の節電対策費）の定めはありますか。

A：グリーンリース料の額の要件はありませんが、グリーンリースの趣旨にのっとり、設備導入費用、節電効果などにに基づき、オーナーとテナントで協議の上、社会通念上適切な範囲でグリーンリース料を決定してください。

Q5：グリーンリース契約は、いつまでに締結すればよいでしょうか。

A：補助金の交付申請時点で契約が締結されている必要があります。

なお、交付申請の際にグリーンリース契約書が添付されていないテナントの専用部に関する補助対象経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q6：グリーンリース契約を締結していたテナントが退去した場合は、どうなりますか。

A：新たに入居するテナントとグリーンリース契約を締結していただきます。詳細は公募要領等を確認してください。なお、期間の終了期日は従前の契約期間の終了期日と同じで差し支えありません。

Q7：グリーンリース契約の締結名義人は、支店長等でもかまいませんか。

A：支店長等であっても、契約締結権限があれば問題ありません。

この場合、原契約（建物賃貸借契約）の締結名義人も当該支店長等であれば原契約の写しを提出してください。異なる場合は、当該支店長が今回のグリーンリース契約の締結権限を有することを証する書面を提出してください。

Q8：マスターリースの場合、グリーンリース契約はどのように締結すればよいでしょうか。

A：賃貸借契約はマスターレシー兼サブレッサー(賃借人兼転貸人)と個別のテナントとで締結されますので、グリーンリース契約も同様に締結してください。この場合、マスターレシーからオーナーへグリーンリース料を還元する契約も同時に締結してください。

Q9：ファイナンスリースにより省エネ設備を導入する場合、リース期間は、耐用年数期間以上としなければなりませんか。

A：導入した設備は、原則法廷耐用年数期間満了まで継続的に使用していただくことになります。

リース期間が、法定耐用年数よりも短い場合は、リース期間終了後も当該設備を引き続き耐用年数期間満了まで使用するために必要な措置等を証明できる書類を提出してください。

Q10：非常灯や避難誘導灯は、補助対象か。

A：平成30年度の補助金については、非常灯や避難誘導灯は、補助対象外です。

## ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業に関する事項

Q1：一次エネルギー消費量の計算方法を教えてください。

A：計算方法についてのお問い合わせは受け付けていません。建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出してください。詳細は建築研究所ホームページ(<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>)をご覧ください。

Q2：ZEB プランナー登録はどのようにしますか。

A：ZEB プランナー登録は一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が行っています。SII のホームページ (<http://sii.or.jp/zeb30/>) をご覧ください。

Q3：ZEB リーディング・オーナー登録はどのようにしたらよいでしょうか。

A：ZEB リーディング・オーナー登録の受付は、地方公共団体等については当協会が、それ以外は一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が行っています。各団体のホームページをご覧ください。

Q4：民間会社が所有する延床面積 2000 m<sup>2</sup>以上の業務用建築物について、応募を希望する場合にはどうしたらよいでしょうか。

A：地方公共団体等以外の者が所有する延床面積 2000 m<sup>2</sup>以上の業務用建築物については、経済産業省資源エネルギー庁の補助金の執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が担当しています。SII のホームページをご覧ください。

Q5：ギャランティードセービングス方式の ESCO 事業はどのように申請しますか。

A：設備を所有する建物所有者が単独で申請いただけます。

Q6：複数年度事業として応募する場合、書類の2年度目（平成31年度）はどのように記載しますか。

A：本年度の申請書類においては、2年度分の補助制度があると仮定し、金額の区分や図面の設備の色分け（初年度は赤、2年度は青）を行ってください。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

Q7：基本設計に要する費用は補助対象経費に該当しますか。

A：対象になりません。交付決定日以降に発生する実施設計費のみ補助対象経費に該当します。なお、実施設計費を補助対象にする場合は、事前にSERAまで相談してください。

Q8：高輝度誘導灯は補助対象でなくなったのでしょうか。

A：平成30年度は、補助対象外となります。

Q9：新築の場合、本体工事とZEB化工事における契約は一括でよいのでしょうか。

A：契約は一括で構いませんが、本体工事とZEB化工事の内訳が明確にわかるようにしてください。

Q10：補助対象とする経費の金額の根拠をどのように記載するのでしょうか。

A：見積書に根拠資料番号を記載するとともに、根拠資料等を添付してください。

なお、上記の他、申請に関する根拠提示の際には、申請書記載箇所と根拠資料を紐付けしてください。

Q11：事前エントリーをしないと補助事業の応募はできないのでしょうか。

A：応募できません。事前エントリーをした上で応募するようお願いいたします。

## 既存建築物等の省 CO2 改修支援事業

Q1：対象施設に自治体所有の陸上競技場や総合運動公園、防災公園などの屋外施設は含まれますか。

A：公園は対象外です。競技場等は要件に達していれば対象ですので、一度 SERA にお問い合わせ下さい。

Q2：「人口 25 万人未満の自治体」は、調査事業、設備導入事業の要件となりますか。

A：調査事業・導入事業の両方を一連の事業として申請・実施するものです。よって、導入事業申請時にも要件に含まれます。

Q3：調査事業の業者と設備導入時の業者は別々でも問題ないのでしょうか。

A：問題ありません。

Q4：調査事業時点で設備導入時業者、リース会社もセットとなった入札等の選定が必要でしょうか。

A：必要ありません。

Q5：（老人福祉施設）実施計画書の「事業の性格」のなかで、「……その他の事業者については、直近 2 か年度の 1 年度当たりの二酸化炭素排出量を記入する」と記載されていますが、具体的に何を記入すればいいのですか。

A：原則平成 29 年度、異常値が含まれる等の場合は平成 28 年度または平均値も可。省エネ計算の基準年（改修前の実績）と合わせてください。

## 上下水道施設の省 CO2 改修支援事業に関する事項

Q1：省エネの削減割合の制約はありますか。

A：省エネの削減割合の制約はありませんが、CO2 削減率、CO2 削減量は採択における審査対象になります。

Q2：太陽光発電の規模に基準はありますか。



A：施設での必要な電気容量などにより決まることで、各事業者間で異なりますので、発電規模の基準は決めていません。

#### 国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業に関する事項

Q1：インバウンド改修については、着手時期は問わないとされているが、申請の前後では提出資料等の違いや留意点等がありますか。

A：下記のとおりです。

①申請後の着手	実績報告時に「インバウンド改修等入力シート」及び「インバウンド改修等写真台帳」を整備し、提出して頂きます。なお、申請したインバウンド改修が事業期間内に完了せず下記②もない場合は、補助金の交付できないので留意して下さい。
②申請前の着手	応募申請時に「インバウンド改修等入力シート」及び「インバウンド改修等写真台帳」を整備し、提出して頂きますが、期限は過去5年以内(2013年4月1日以降)の実施の改修を認めることとします。

Q2：なぜ、環境省自然保護官事務所等へ照会しなければならないのでしょうか。

A：自然公園法第10条第6項では、認可施設の「規模」、「管理又は経営方法」、「施設の構造」等を変更する場合は、環境大臣の認可が必要であるが、「軽微な変更の場合はこの限りではない」とされており、自然公園法施行規則第3条で、「氏名(法人にあつては、代表者氏名)」、委託する場合は「受託者の氏名等」、供用期間が通年でない場合は「供用期間」及び工事を施工する場合は「施工の予定期間」と変更内容が列記されている。本事業が該当施設の規模・構造等の変更に関わることもあり、変更申請の可能性もあるため、その確認のため自然保護官事務所等への照会をお願いし、その結果を、別紙1-7の実施計画書の「環境省 自然保護官事務所等の意見」欄への記載をお願いしております。

Q3：対象施設は、自然公園法 10 条第 3 項の規定の基づく認可を受け国立公園事業の一部を行う施設となっているが、国立公園事業の対象施設としては、自然公園法施行令第 1 条に「宿舍及び避難小屋」、「休憩所、展望施設及び案内所」及び「野営場」等が宿泊に関連する施設として掲げられていますが、これらのすべてが対象と考えてよろしいでしょうか。

A：対象施設は、「宿舍事業」として原則旅館業法に規定されている施設で、機能面から設備等も備えたもので、「野営場」や「休憩所」は対象外と考えられます。具体的には、「環境省の指令書の写し」より宿泊事業者であることの確認をさせていただきます。

### 次世代省 CO2 型データセンター確立・普及促進事業

Q1：応募の単位はどうなりますか。

A：事業場（データセンターやサーバーーム）単位で CO2 削減量の計算を行っていただくため、事業場ごとに申請していただきます。

Q2：ICT 機器の更新だけでも応募はできますか。

A：可能です。対象事業の要件に適合する範囲で応募することができます。

Q3：どのような設備・機器が補助対象となりますか。

A：エネルギー起源 CO2 の削減に直接資する設備を対象とします。

（設備例）

- ・空調設備（パッケージエアコン、直接／間接外気空調、局所冷却等）
- ・電源設備（無停電電源装置、直流供給電源装置）
- ・サーバ
- ・ネットワーク機器（L2 スイッチ、L3 スイッチなど）
- ・ストレージ
- ・サーバ台数減を目的とした仮想化のための装置等
- ・廃熱利用設備
- ・総合マネジメントシステム

Q4：OS等のソフトウェアは補助対象となりますか。

A：対象とはなりません。ただし、CO2削減に寄与するものは補助対象となります。

Q5：データセンターを運営するために必要な、事務所（総務、営業を含む。）に設ける機器も補助対象となりますか。

A：対象とはなりません。

Q6：リースで設備導入をする計画ですが、応募申請時点でリース事業者が決まっています。この場合の申請は可能でしょうか。

A：リース事業者が代表事業者となり申請いただく必要があるため、応募できません。

Q7：空調の更新とサーバ機器の更新を申請したい場合は、それぞれで申請することになりますか。

A：同一事業場での更新であれば、まとめて申請してください。

Q8：新規データセンターにおける空調機器の導入の場合、CO2排出量の削減効果はどのように計算したら良いですか。

A：SERAのホームページに示されている「削減効果算出シート」を利用し、削減量を計算してください。申請書には、比較に使用した機器の仕様が確認できるものを添付してください。

Q9：直流給電システム（補助対象施設）の電源を、自社で新設する太陽光発電システムにより製造する電力で賄うことは、本補助事業のCO2削減効果としてカウントし要件を満たすことは可能でしょうか。

A：太陽光発電等の再生可能エネルギーを用いた発電システムによって電源を確保することで買電量を減らすことは、本補助事業のCO2削減計算の対象となりますが、太陽光発電設備自体は補助対象外です。

Q10：「地方公共団体との連携」とは、どのような場合に適用されますか。

A：地方自治体が主体として行う企業誘致の優遇政策や企業立地促進法による税制控除の適用を受けるデータセンターの新設が対象となります（補助事業期間に新設するものに限ります）。

Q11：申請書類をコンサルタント等に委託して作成しても良いですか。

A：作成を委託することは問題ありませんが、財団との質疑応答は申請者以外とは行いませんので、内容を十分に理解したうえで申請してください。

Q12：既設の設備の処理には、制約や届出の必要はありますか。

A：廃止の届出等は必要ありません。もしスクラップ収入等があった場合は「寄付金その他の収入」に記載して総事業費から差し引きます。

Q13：法定耐用年数内に故障等により設備が全部交換となった場合、データセンターの機能・性質上、取得財産の処分の申請手続きの期間も業務停滞を招くことは出来ないことから、事案発生と同時に、先行して交換等を行い、事後報告で承認手続きをすることも可能ですか。

A：全部交換の場合、「財産の処分」該当するため、原則、環境大臣の承認を得ずに財産処分を行うことはできません。そのような事案が発生した際には、SERA まで直ちに相談いただきますようお願いいたします。